

公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第60号

公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程(2019年4月1日規程第23号)の一部を改正する規程(2024年12月24日規程第24号)の一部を次のように改正する。

(改正前)		(改正後)	
(構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。 (1), (2) (略) (3) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会委員長</u> (4) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会委員長</u> _____ _____	_____ _____ (3) (4) <u>学外の有識者</u> (5) <u>その他理事長が指名し、又は委嘱する者</u>	(構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。 (1), (2) (略) (3) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究推進委員会委員長</u> (4) <u>公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会委員長</u> _____ _____	_____ _____ (3) (4) <u>その他理事長が指名し、又は委嘱する者</u>
(所掌事項) 第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)~(3) (略) _____ _____ _____	(4) <u>研究に係る利益相反マネジメントに関する事項</u> (5) <u>研究インテグリティの推進に関する事項</u>	(所掌事項) 第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)~(3) (略) _____ _____ _____	(4) <u>研究に係る利益相反マネジメントに関する事項</u> (5) <u>安全保障輸出管理に関する事項</u> (6) <u>研究インテグリティの推進に関する事項</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。